

# 小規模宅地等の評価減

自宅 330㎡まで  
事業用 400㎡まで  
併用可！

80%非課税

3年

←←←

死亡

申告

※駐車場や賃貸住宅など貸付事業用宅地は最大適用200㎡で50%減 併用不可

① 亡くなった人の配偶者が取得

② 亡くなった人と同居の親族が取得し、相続期限まで所有かつ居住

③ 配偶者も同居親族もない場合で、相続開始前3年以内に自己または自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがないこと

